

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 9 月 2 日

株式会社 Orchestra Holdings

2026 年 9 月 2 日

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中村 慶郎

株式交換に係る事前開示事項

株式会社 Orchestra Holdings（以下「Orchestra Holdings」といいます。）は、株式会社 Sharing Innovations（以下「Sharing Innovations」といい、Orchestra Holdings と Sharing Innovations を総称して、以下「両社」といいます。）との間で締結した 2026 年 8 月 25 日付株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 11 月 30 日を効力発生日として、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社とし、Sharing Innovations を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたします。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
別紙 1 をご参照ください。
2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）
別紙 2 をご参照ください。
3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）
別紙 3 をご参照ください。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 4 をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙 5 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

別紙 6 をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることのできる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

【株式交換契約の内容】

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社 Orchestra Holdings（以下「甲」という。）及び株式会社 Sharing Innovations（以下「乙」という。）は、2026 年 8 月 25 日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： 株式会社 Orchestra Holdings

住所： 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 株式会社 Sharing Innovations

住所： 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 0.478 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.478 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合は、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における別紙 1「Sharing Innovations の新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定する乙の各新株予約権に係る新株予約権者に対して、その有する乙の各新株予約権に代わる新株予約権として、それぞれ、乙の各新株予約権の総数に別紙 1「対価新株予約権の数」に規定する数を乗じた数の別紙 1「対

価新株予約権の種類」欄に規定する種類の甲の各新株予約権（以下「対価新株予約権」と総称する。）を交付する。

2. 対価新株予約権の割当てについては、基準時における別紙1「Sharing Innovationsの新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定する乙の各新株予約権に係る各新株予約権者に対し、その保有する当該各新株予約権1個につき、それぞれ、別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類の甲の各対価新株予約権を割り当てる。

第5条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額：0円
- (2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額：0円

第6条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年11月30日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当の制限等）

甲及び乙は、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本

効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第10条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第11条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第14条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年8月25日

甲： 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中村 慶郎



乙： 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役社長 堤 貴寛



別紙 1

対価新株予約権の内容

Sharing Innovations の 新株予約権者が保有する 新株予約権の種類	対価新株予約権の種類	対価新株予約権の数
第 1 回新株予約権 (別紙 1-1-1)	第 5 回新株予約権 (別紙 1-1-2)	1
第 2 回新株予約権 (別紙 1-2-1)	第 6 回新株予約権 (別紙 1-2-2)	1
第 3 回新株予約権 (別紙 1-3-1)	第 7 回新株予約権 (別紙 1-3-2)	1

株式会社 Sharing Innovations 第 1 回新株予約権

1. 新株予約権の数

350 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 3,500 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 3,500 株

なお、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 10 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 230 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社

は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2021年6月25日から2029年6月24日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の数

350 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,750 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 1,750 株

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 5 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 482 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社

は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026年11月30日から2029年6月24日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Sharing Innovations 第 2 回新株予約権

1. 新株予約権の数

26,050 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 260,500 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 260,500 株

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 10 株である。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 230 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総

数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2019年6月28日から2029年6月27日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする同社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価額である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における同社普通株式の株価と異なる価額に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価

額で取引が行われた場合を除く。)

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額となったとき。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると同社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の数

26,050 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 130,250 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 130,250 株

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 5 株である。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 482 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総

数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026年11月30日から2029年6月27日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価額である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価額に設定されて発行された場合を除く。）。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記 6 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Sharing Innovations 第 3 回新株予約権

1. 新株予約権の数

6,092 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 60,920 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 60,920 株

なお、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 10 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 690 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社

は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2022年7月16日から2030年7月15日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 7 回新株予約権

1. 新株予約権の数

6,092 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 30,460 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 30,460 株

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 5 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 1,444 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社

は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026年11月30日から2030年7月15日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	Orchestra Holdings (株式交換完全親会社)	Sharing Innovations (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.478
本株式交換により交付する株式数	Orchestra Holdings の普通株式：510,791 株 (予定)	

(注 1) 本株式交換に係る割当比率

Orchestra Holdings は、Sharing Innovations 株式 1 株に対して、Orchestra Holdings 株式 0.478 株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において Orchestra Holdings が所有する Sharing Innovations 株式（2,675,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する Orchestra Holdings 株式数

Orchestra Holdings は、本株式交換に際して、Orchestra Holdings が Sharing Innovations の発行済株式の全部（ただし、Orchestra Holdings が所有する Sharing Innovations 株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の Sharing Innovations の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、Orchestra Holdings を除きます。）に対して、その所有する Sharing Innovations 株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の Orchestra Holdings 株式を割当交付する予定です。交付する Orchestra Holdings 株式は、Orchestra Holdings が所有する自己株式（510,791 株）を充当する予定です。

なお、Sharing Innovations は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する Sharing Innovations の取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700 株）（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、Orchestra Holdings の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる Sharing Innovations の株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、Orchestra Holdings に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の Orchestra Holdings 株式の割当交付を受けることとなる Sharing Innovations の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の Orchestra Holdings 株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記「1.本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、Orchestra Holdings は、両社から独立した株式会社 SBI 証券(以下「SBI 証券」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、Sharing Innovations は、両社から独立した株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、Orchestra Holdings は、両社から独立した倉橋法律事務所を、Sharing Innovations は、両社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両

社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、Orchestra Holdings においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、Orchestra Holdings の第三者算定機関である SBI 証券から 2026 年 8 月 24 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである倉橋法律事務所からの助言及び Orchestra Holdings が Sharing Innovations に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、Orchestra Holdings の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、Sharing Innovations においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、Sharing Innovations の第三者算定機関である赤坂国際会計から 2026 年 8 月 24 日付で取得した株式交換比率に関する算定書 (以下「本株式交換比率算定書 (赤坂国際会計)」といいます。)、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、Sharing Innovations が Orchestra Holdings に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに両社及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会 (以下「本特別委員会」といいます。) からの指示、助言及び 2026 年 8 月 24 日付で受領した答申書 (以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」の「③ Sharing Innovations における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、本答申書の内容については、両社が 2026 年 8 月 25 日付で公表した「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結 (簡易株式交換) のお知らせ」の別添の 2026 年 8 月 24 日付「答申書」をご参照ください。) の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、Sharing Innovations は、本株式交換比率は妥当であり、Sharing Innovations の少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、Sharing Innovations は、2025 年 11 月 14 日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2025 年 12 月期の通期業績予想の下方修正を行っておりますが、その後、2026 年 2 月 13 日付「2025 年 12 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において 2025 年 12 月期通期決算の実績値を公表していることから、Sharing Innovations の市場株価は当該実績値を前提に形成されていると評価で

き、既に実績値が公表済みの事業年度に対する過去の実績予想の下方修正は、Sharing Innovations 株式 1 株当たりの価値の妥当性に影響を及ぼさず、市場株価法における算定基準日（2026 年 8 月 24 日）までの 6 ヶ月間における株価終値単純平均値に係る検討含め、株式交換比率の検討は適切になされていると考えております。また、Sharing Innovations は、2026 年 2 月 13 日付「中期経営計画の取り下げに関するお知らせ」において公表しているとおり、Sharing Innovations を取り巻く外部環境の変化

（Salesforce 領域では、中小企業向け CRM 市場、マーケティング・オートメーション市場の成長が鈍化しております。Sharing Innovations は、2024 年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー（PM）・プロジェクトリーダー（PL）の必要性が増し、PM・PL 人材が不足しております。SES（パートナー）領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトし、レガシー、ロースキル領域の市場ニーズが減少いたしました。）や代表取締役社長の交代など中期経営計画策定時に想定していた前提条件との乖離が生じたことから、中期経営計画の達成が困難であると判断し、また、将来のビジョンをより明確にしつつ、一層実行重視の経営を行うために、2025 年から 2027 年までの中期経営計画の取り下げを行っております。Sharing Innovations が本株式交換に至った背景は、両社が 2026 年 8 月 25 日付で公表した「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、投資余力の減少等を受けての判断となりますが、2025 年 12 月期通期決算や中期経営計画の取り下げに関する開示により市場株価が下落基調にあるため、Sharing Innovations は、本株式交換の検討にあたり、現時点での最善の見積もりに基づく 2026 年から 2030 年までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を策定しており、既に公表されている情報を受けて下落基調にある市場株価だけではなく、本事業計画に基づく DCF 法による評価結果も考慮して、Sharing Innovations の少数株主にとってより公正な取引条件となるよう本株式交換比率について検討をしてまいりました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、両社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、両社は、2026 年 8 月 25 日の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

Orchestra Holdings の第三者算定機関である SBI 証券及び Sharing Innovations の第三者算定機関である赤坂国際会計は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式交換に係る SBI 証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、Orchestra Holdings は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、本株式交換に係る赤坂国際会計の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

② 算定の概要

(i) SBI 証券による算定

SBI 証券は、Orchestra Holdings については、Orchestra Holdings 株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026 年 8 月 24 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

Sharing Innovations については、Sharing Innovations 株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026 年 8 月 24 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による Orchestra Holdings 株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.407～0.487
DCF 法	0.419～0.616

SBI証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びSBI証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

Sharing Innovationsの財務予測その他将来に関する情報については、Sharing Innovationsの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。SBI証券の算定は2026年8月24日までにSBI証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、SBI証券の算定は、Orchestra Holdingsの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

SBI証券がDCF法による算定の根拠としたSharing Innovationsの財務予測について、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

（ii）赤坂国際会計による算定

赤坂国際会計は、Orchestra Holdingsについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して算定を行っております。Sharing Innovationsについては、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行っております。各評価方法によるOrchestra Holdingsの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.408～0.487
DCF法	0.423～0.662

市場株価法においては、2026年8月24日を算定基準日として、算定基準日終値及び算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、Sharing Innovations が作成した本事業計画における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、本株式交換により実現することが期待できるシナジー効果は現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測は当該シナジーを織り込んでいない Sharing Innovations 単独の計画を前提として作成しております。また、割引率は加重平均資本コスト (WACC) として 12.5%~14.2%を採用しております。さらに、資本コストの計算にあたっては、Sharing Innovations の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。加えて、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及び EXIT マルチプル法を採用し、永久成長率法においては外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を 0.0%~1.0%に設定したほか、EXIT マルチプル法においては Sharing Innovations と事業内容・事業規模等が類似する上場企業の EV/EBITDA 倍率を参考に 2.8 倍から 4.1 倍を採用し、継続価値を 593 百万円から 1,380 百万円と算定しております。

なお、D C F 法による Sharing Innovations の株式価値の算定の根拠とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって Sharing Innovations が作成したものであり、Sharing Innovations の事業内容や事業環境等において最善の見積もりを行うことができる期間として 2026 年 12 月期から 2030 年 12 月期までの期間分を作成しています。本事業計画の策定にあたっては、事業内容に新規事業を含まず、既存事業の成長を前提としており、既存事業のデータ・AI 領域の成長を見込んでおります (Sharing Innovations は、データの面で、企業のデータ資産を活用し、多様なフォーマットのデータの一元管理、部門間の情報共有の強化、データクレンジング等により精度を向上させ、最適な BI ツールの提案・導入から運用サポートまでをトータルに支援し、業務の効率化と意思決定の精度向上の実現をサポートしております。AI の面では、導入の目的やゴールを含め、お客様のニーズをヒアリングしたうえで、AI を活用することの可能性を一緒に探ると共に、選定・導入・運用までをトータルサポートしており、直近では、このようなデータや AI の活用ニーズの引き合いが強くなっております。Sharing Innovations の事業上、このデータ・AI 領域は 2025 年から注力している新規領域に含まれます。)。算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりであり、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

(単位：百万円)

	2026 年 12 月期	2027 年 12 月期	2028 年 12 月期	2029 年 12 月期	2030 年 12 月期
売上高	4,051	3,959	4,089	4,225	4,411
営業利益	120	146	173	209	251
EBITDA	241	267	294	330	372
フリー・キャッシュ・フロー	207	220	182	205	229

赤坂国際会計は、株式交換比率の算定に関して提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で赤坂国際会計に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

赤坂国際会計は、Orchestra Holdings 及び Sharing Innovations 並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。赤坂国際会計は、提供された Sharing Innovations の財務予測に関する情報が、経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、Sharing Innovations の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。赤坂国際会計の算定は 2026 年 8 月 24 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

（３） 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 11 月 30 日（予定）をもって、Sharing Innovations は Orchestra Holdings の完全子会社となることから、Sharing Innovations 株式は、東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 11 月 26 日に上場廃止（最終売買日は 2026 年 11 月 25 日）となる予定です。上場廃止後は、Sharing Innovations 株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

Sharing Innovations 株式が上場廃止となった後も、本株式交換により Sharing Innovations の株主の皆様へ割り当てられる Orchestra Holdings 株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記「1.本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「1.本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、Sharing Innovations の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 11 月 25 日（予定）までは、東京証券取引所グロース市場において、その所有する Sharing Innovations 株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

（4） 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、Orchestra Holdings が、2026 年 8 月 25 日現在、既に Sharing Innovations 株式 2,675,000 株（2025 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数 3,793,300 株から同日時点の自己株式数 49,700 株を減じた株式数に占める所有割合にして 71.46%）を保有しており、Sharing Innovations が Orchestra Holdings の連結子会社であり、Orchestra Holdings は Sharing Innovations の親会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

Orchestra Holdings は両社から独立した第三者算定機関である SBI 証券を、Sharing Innovations は両社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記「2.本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「（2）算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者

算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

Orchestra Holdings は、リーガル・アドバイザーとして、倉橋法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び Orchestra Holdings の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、倉橋法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、Sharing Innovations は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び Sharing Innovations の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2026 年 7 月 10 日開催の第 1 回特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、Sharing Innovations のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ Sharing Innovations における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

i. 設置等の経緯

Sharing Innovations は、2026 年 6 月 29 日、Orchestra Holdings から本株式交換の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、Sharing Innovations の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る Sharing Innovations の取締役会の意思決定に慎重を期し、また、Sharing Innovations の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、Sharing Innovations の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが Sharing Innovations の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026 年 7 月 5 日に、Orchestra Holdings 及び本株式交換の成否からの独立性を有しており、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている Sharing Innovations の社外取締役である水谷健彦氏及び上村紀夫氏、並びに社外監査役（常勤監査役）である富田直樹氏の 3 名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、富田直樹氏については、2019 年 7 月まで Orchestra

Holdings に在籍しておりましたが、同社に在籍していた当時、内部監査室に所属しており、業務の執行には含まれない業務執行部門の監査に従事していたこと、2019 年 3 月に Sharing Innovations の監査役に就任し、監査役就任後相当期間が経過していること、現在富田直樹氏と Orchestra Holdings との間に人的関係、資本関係、取引関係は存在せず、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないことから、本特別委員会の委員として求められる独立性に問題はないと判断し、公認会計士としての財務及び会計に関する高い知見を有することを考慮して、本特別委員会の委員として選任いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として水谷健彦氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、Sharing Innovations は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が Sharing Innovations の企業価値向上に資するかを含む。）、(b) 本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、(c) 本株式交換において、公正な手続を通じた Sharing Innovations の一般株主の利益への十分な配慮がなされているか、(d) 上記 (a) から (c) のほか、本株式交換は一般株主にとって公正であると考えられるかについて諮問いたしました（当該諮問事項を、以下「本諮問事項」といいます。）。加えて、Sharing Innovations の取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する Sharing Innovations の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと及び本特別委員会が本株式交換に関する取引条件が妥当でないと判断したときには Sharing Innovations の取締役会は当該取引条件による本株式交換を実施しないこととすることを決議しております。

あわせて、Sharing Innovations の取締役会は、本特別委員会に対して、(ア) 本株式交換の取引条件等に関する Sharing Innovations による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本株式交換の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限、(イ) Orchestra Holdings 及び Sharing Innovations の株式価値評価並びに本株式交換に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を第三者算定機関等に委託することができる権限（その場合の合理的な費用は、Sharing Innovations が負担する。）、(ウ) 適切な判断を確保するために、Sharing Innovations の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別

委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与することを決議しております。

ii. 検討の経緯

本特別委員会は、2026年7月10日から2026年8月24日までに、合計8回にわたって開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、Sharing Innovations が選任した第三者算定機関である赤坂国際会計及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、必要に応じ Sharing Innovations のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、両社に対して、2026年7月に合計4回の質問状の送付を行った上で、本株式交換に至る背景、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換のストラクチャーとしての妥当性及び本株式交換後の成長戦略等について回答を受領しました。また、本特別委員会は、Sharing Innovations に対しては、上記事項を含む本株式交換に係る Sharing Innovations の検討内容等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、Sharing Innovations から、本株式交換比率の算定の前提となる Sharing Innovations の事業計画の作成手続及び内容並びに重要な前提条件及び作成経緯等についての説明を受け、その合理性について確認及び承認をしました。また、Sharing Innovations の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係る Sharing Innovations の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。さらに、Sharing Innovations の第三者算定機関である赤坂国際会計から、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、Orchestra Holdings から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、Sharing Innovations に意見する等して、Orchestra Holdings との交渉過程に実質的に関与しております。

iii. 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、委員全員の一致で、2026年8月24日付で、本株式交換は Sharing Innovations の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を Sharing Innovations の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、両社が2026年8月25日付で公表した「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添の2026年8月24日付「答申書」をご参照ください。

④ Sharing Innovations における、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

Sharing Innovations は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、赤坂国際会計から得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（赤坂国際会計）の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が両社との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、本株式交換が Sharing Innovations の企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2026年8月25日付の Sharing Innovations の取締役会において、その全員一致により本株式交換契約を締結することを決議しております。また、当該取締役会においては、Sharing Innovations の監査役全員がいずれも当該決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、Sharing Innovations の取締役のうち、柳徑太氏については、2019年1月頃まで Orchestra Holdings の取締役に就任しておりましたが、Sharing Innovations への転籍後相当期間が経過しており、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないものと判断したことから、本株式交換に係る Sharing Innovations の取締役会の審議及び決議には参加しております。また、Sharing Innovations の監査役のうち、富田直樹氏については、2019年7月まで Orchestra Holdings に在籍しておりましたが、Sharing Innovations の監査役就任後相当期間が経過しており、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないものと判断したことから、本株式交換に係る Sharing Innovations の取締役会に参加しております。

⑤ Sharing Innovations における独立した検討体制の構築

Sharing Innovations は、Orchestra Holdings から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を Sharing Innovations の社内に構築いたしました。具体的には、Sharing Innovations は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2026 年 6 月に、Orchestra Holdings より本株式交換の提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに Orchestra Holdings との協議及び交渉を行うにあたり、Orchestra Holdings の役職員との兼任者や Orchestra Holdings からの出向者を含めない体制を構築いたしました。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、Sharing Innovations が Orchestra Holdings 以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が Sharing Innovations との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための Sharing Innovations の臨時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから 2 ヶ月後である 2026 年 10 月 26 日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

⑦ Orchestra Holdings における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2026 年 8 月 25 日開催の Orchestra Holdings の取締役会においては、Orchestra Holdings の取締役 6 名のうち、中村慶郎氏、佐藤亨樹氏を除く 4 名の取締役により審議のうえ、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、中村慶郎氏、佐藤亨樹氏は、Sharing Innovations が発行している第 2 回新株予約権の受益者であり、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、Orchestra Holdings の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、Orchestra Holdings の立場において本株式交換に関する Sharing Innovations との協議・交渉に参加しておりません。

また、上記の取締役会においては、Orchestra Holdings の監査役 3 名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

3. 本株式交換の対価として Orchestra Holdings 株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、Orchestra Holdings 株式を選択いたしました。

Orchestra Holdings は、かかる交換対価につき、①Orchestra Holdings 株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②Sharing Innovations の株主の皆様は、Orchestra Holdings 株式を交換対価として受け取るにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

4. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する Orchestra Holdings の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。かかる金額は、Orchestra Holdings の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金の額：0 円

資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い Orchestra Holdings が別途定める額

利益準備金の額：0 円

会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

Sharing Innovations は、2026 年 8 月 25 日現在残存している新株予約権として、下表「Sharing Innovations が発行している新株予約権」列記載の新株予約権（合計 32,492 個、目的となる Sharing Innovations 株式の数の合計 324,920 株）を発行しております。なお、新株予約権付社債は発行しておりません。

Sharing Innovations が発行している新株予約権				Orchestra Holdings が発行する新株予約権			
回号	個数	目的 株式数 (注 1)	行使価額 (注 2)	回号	個数 (注 3)	目的 株式数 (注 3) (注 4)	行使価額 (注 2)
第 1 回	350 個	3,500 株	230 円	第 5 回	350 個	1,750 株	482 円
第 2 回	26,050 個	260,500 株	230 円	第 6 回	26,050 個	130,250 株	482 円
第 3 回	6,092 個	60,920 株	690 円	第 7 回	6,092 個	30,460 株	1,444 円

- (注 1) 目的となる株式の種類は Sharing Innovations 株式であり、上表中では、各回号の新株予約権 1 個につき目的となる Sharing Innovations 株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。
- (注 2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額を記載しており、調整される場合があります。
- (注 3) Sharing Innovations が発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が行使された場合には、当該行使された数に応じて Orchestra Holdings が発行する新株予約権の数及びその目的となる株式数は減少することとなります。
- (注 4) 目的となる株式の種類は Orchestra Holdings 株式であり、上表中では、各回号の新株予約権 1 個につき目的となる Orchestra Holdings 株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。

Orchestra Holdings は、本株式交換に際して、基準時において Sharing Innovations が発行する第 1 回新株予約権乃至第 3 回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権 1 個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえ、上表のとおり、Orchestra Holdings が発行する第 5 回新株予約権乃至第 7 回新株予約権をそれぞれ割り当てます。

かかる定めについては、行使可能な Sharing Innovations の新株予約権を有する新株予約権者に対して、当該新株予約権と実質的に同内容かつ同数の Orchestra Holdings の新株予約権を交付するものであり、相当であると判断しております。

【株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容】

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2025 年 1 月 1 日から
2025 年 12 月 31 日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にありましたが、ウクライナ・ロシア情勢、米国の政策動向などの国際情勢に加え、原材料・エネルギー価格の高騰などのリスクがあり、先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業であるデジタルトランスフォーメーション事業を取り巻く環境といたしましては、IT 人材不足が今後ますます深刻化し、2030 年には約 45 万人程度まで IT 人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。(出所:経済産業省委託事業「IT 人材需給に関する調査」)

また、デジタルトランスフォーメーション (DX) のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。また企業が従来型 IT からクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEB システムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。2024 年の国内クラウド市場は、前年比 29.2%増の 9 兆 7,084 億円 (売上額ベース) となりました。また、2024 年～2029 年の年間平均成長率 (CAGR: Compound Annual Growth Rate) は 14.6%で推移し、2029 年の市場規模は 2024 年比約 2.0 倍の 19 兆 1,965 億円になると予測されております。(出所: IDCJapan 株式会社「国内クラウド市場予測、2024 年～2029 年」)

このような環境のもと、当社グループでは、クライアントの DX を “Transformation” まで支援できる企業、コンサルティングとともに先端テクノロジーの提案が可能な集団を目指すという長期計画を掲げております。

当連結会計年度においては、上期に、主に営業体制の整備と新規領域の体制強化を図るための採用や品質改善対応といった投資を実行し、下期にかけて利益が増加することを見込んでおりましたが、当社を取り巻く外部環境の変化を受け、Salesforce 領域、SES 領域の収益が減益となり、データ、IT コンサルティングといった新規事業領域が伸長するも、当初の計画を下回りました。Salesforce 領域では、前年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー

(PM)・プロジェクトリーダー (PL) の必要性が増しております。それに伴い、PM・PL の不足から当初の計画より案件数、売上高が減少いたしました。SES (パートナー) 領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトしております。レガシー、ロースキル領域は市場ニーズが減少し、当社の売上も減少いたしました。ただ、営業体制を強化したことで、直近は当社への引き合いが増加しております。

PM・PL を採用することで、Salesforce 領域では中堅・エンタープライズ向けの案件により対応できるようになりますが、採用市場での PM・PL の採用難易度の高まりを受けて、継続して採用活動を行うものの、Salesforce 領域以外で新規事業強化やコストダウンの推進を進め、採用によらない収益改善の施策にも取り組んでおります。新規事業領域では、今年より注力しているデータ事業、IT コンサルティング事

業が前年比で伸長しております。データ事業では案件数が増加し、パートナーエンジニアと協働して、案件を推進しております。IT コンサルティング事業では、2025 年 8 月に M&A で Coznet 合同会社をグループに迎え入れ、ERP 領域を強化いたしました。プロパーのエンジニアをアサインすることで、こなせる案件も増えるため、成長率の高い新規事業へ社内リソースをシフトしてまいります。さらに ERP 領域では採用も推進し、新規事業領域全体の強化を図っております。また、コストダウンの面では、現時点で賃料や社内で利用している各種システムのライセンス費用等の見直しに着手しており、2026 年には、2025 年比で約 1 億円の固定費削減を見込んでおります。

なお、既存事業については、Salesforce 領域では、単に 1 つのシステムを導入して終わりではなく、導入したシステムの追加開発や別システムの導入など主要アカウント内を拡大する戦略に切り替え、その業務知見を活かした効率的かつ低リスクなデリバリティを実施してまいります。またスキルを応用、横展開できる新たなソリューション商材（Lark、Gainsight など）の取り扱いも拡大いたします。さらに、2025 年 7 月の組織変更でエンジニアの体制をプール制に変更したことで、柔軟なアサインを可能とし、高い稼働率を継続してまいります。SES（パートナー）領域では、内製化が進む中でも市場ニーズの強い体制（1 名ではなく 5～10 名のチーム）提供を主眼に、浅い商流での体制提供の SES を推進する方向へ主軸を転換し、商流の深い単独提供の SES は極力避ける方針です（商流の観点では、より収益性が高く条件面でも柔軟性のある浅い商流を、人数の観点では、市場から求められている 5～10 人体制を主軸といたします）。また、市場ニーズが高い専門性領域（AI やデータ等）に対応可能なパートナーエンジニアの開拓を強化してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高 4,458,053 千円（前期比 13.8% 減）、営業利益 100,369 千円（同 58.0% 減）、経常利益 93,112 千円（同 60.4% 減）、親会社株主に帰属する当期純利益 23,971 千円（同 82.5% 減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始から M&A を推進し、同時に IT 人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT 利活用の多様化・高度化に伴い拡大する IT 需要を取り込み、各種 Web システム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション等の案件を受注しております。

以上の結果、売上高は 4,088,439 千円（同 14.4% 減）、セグメント利益（営業利益）は 368,796 千円（同 25.3% 減）となりました。

② プラットフォーム事業

当事業においては、「チャットで話せる占いアプリ-ウララ」を主力としたスマートフォン向けアプリの企画・開発・運営などに取り組んでおります。

以上の結果、売上高は 396,432 千円（同 6.0% 減）、セグメント利益（営業利益）は 52,396 千円（同 13.4% 増）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

当社は、2025 年 8 月 31 日付で Coznet 合同会社の持分を取得し、子会社としました。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2022 年 12 月期)	第 16 期 (2023 年 12 月期)	第 17 期 (2024 年 12 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2025 年 12 月期)
売 上 高 (千円)	5,189,147	5,057,617	5,169,035	4,458,053
経 常 利 益 (千円)	173,050	126,392	235,231	93,112
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	96,524	34,013	137,018	23,971
1 株当たり当期純利益 (円)	25.93	9.09	36.60	6.40
総 資 産 (千円)	2,028,968	2,318,619	2,452,099	2,330,159
純 資 産 (千円)	1,413,979	1,448,577	1,585,704	1,609,716
1 株当たり純資産額 (円)	377.87	386.61	423.24	429.65

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2022 年 12 月期)	第 16 期 (2023 年 12 月期)	第 17 期 (2024 年 12 月期)	第 18 期 (当事業年度) (2025 年 12 月期)
売 上 高 (千円)	5,160,541	5,014,330	5,157,669	4,418,251
経 常 利 益 (千円)	196,807	148,946	249,746	98,729
当 期 純 損 益 (千円)	72,545	35,889	129,717	7,669
1 株当たり当期純利益 (円)	19.49	9.59	34.65	2.05
総 資 産 (千円)	1,961,217	2,269,381	2,442,274	2,291,371
純 資 産 (千円)	1,417,253	1,454,293	1,584,010	1,591,680
1 株当たり純資産額 (円)	378.74	388.13	422.78	424.83

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

4. 対処すべき課題

(1) 新技術への対応

当社グループが属する IT 業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は AI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A 等 IT 業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(2) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査を検討しており、デジタルトランスフォーメーション事業においては、当社グループでは、現在ベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を 1 社有しており、海外における事業体制の強化等を検討しております。

(3) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、営業力や技術力の強化、生産性の向上による高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、個人を尊重し、強いチームワークを発揮していき、働きがいのある組織風土を醸成していく必要があります。当社グループでは、社員への教育として従業員研修や人事評価制度の整備及び強化を進めるとともに、従業員サーベイや従業員向け説明会等を行い社内コミュニケーションの活性化を図っております。また、採用活動を積極的に推進しております。

(4) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後より一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。また、昨今、システム障害、自然災害等による不測の事態による事業の停止や人権への配慮等、企業を取り巻くリスクも多様化しております。そのため、ISMS 国際規格「ISO/IEC27001:2023」の認証の維持・更新、コンプライアンス研修やコンプライアンスアンケートを通じ、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応しつつ、企業としてより一層強靱化をするために、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容（2025 年 12 月 31 日現在）

事業区分	事業内容
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、WEB システム開発
プラットフォーム事業	ネイティブアプリの企画・運営

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2025 年 12 月 31 日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本 社	東京都渋谷区
支 社	エンジニアセンター（東京都渋谷区）、福岡オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、大阪オフィス（大阪府大阪市）

② 子会社

SHARING INNOVATIONS VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国
株式会社インタームーブ	東京都渋谷区
Coznet 合同会社	東京都渋谷区

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	186 名	46 名減
プラットフォーム事業	4	増減なし
全社（共通）	22	1 名増
合 計	212	45 名減

- (注) 1.使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の 10%に満たないため、記載を省略しております。
- 2.全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
- 3.使用人数が前連結会計年度末と比べて 45 名減少しております。主な理由は、コスト最適化として、人員の再配置を行い、当社グループ外への転籍を進めたこと、自己都合退職の増加及び人員の配置状況を鑑み、これまで行ってきた新卒採用を見送ったこと等によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
193 名	42 名減	36.1 歳	5.8 年

- (注) 1.使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当事業年度の平均人数が使用人数の 10%に満たないため、記載を省略しております。
- 2.使用人数が前事業年度末と比べて 42 名減少しております。主な理由は、コスト最適化として、人員の再配置を行い、当社グループ外への転籍を進めたこと、自己都合退職の増加及び人員の配置状況を鑑み、これまで行ってきた新卒採用を見送ったこと等によるものであります。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社 Orchestra Holdings	354,060 千円	71.5%	-

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

8. 主要な借入先及び借入額（2025 年 12 月 31 日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	166,560 千円
株式会社りそな銀行	91,670 千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 株式に関する事項（2025 年 12 月 31 日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 3,793,300 株
- ③ 株主数 1,404 名
- ④ 上位 10 名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 Orchestra Holdings	2,675,000 株	71.5%
株式会社 SBI 証券	212,302 株	5.7%
芝井 敬司	79,200 株	2.1%
上田八木短資株式会社	48,700 株	1.3%
鈴木 昭久	35,000 株	0.9%
青山 泰長	30,000 株	0.8%
塩原 敏也	27,000 株	0.7%
中嶋 康彦	21,800 株	0.6%
野村證券株式会社	20,900 株	0.6%
松井証券株式会社	20,200 株	0.5%

（注）当社は、自己株式 49,700 株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	信 田 人	株式会社ヴェス取締役
代 表 取 締 役 会 長	柳 径 太	
取 締 役	西 田 祐	当社 CFO 株式会社インタームーブ代表取締役 SHARING INNOVATIONS VIETNAM CO.,LTD.代表取締役
取 締 役	上 村 紀 夫	株式会社エリクシア代表取締役
取 締 役	水 谷 健 彦	株式会社 JAM 代表取締役 株式会社 PKSHA Technology 社外取締役 AnyMind Japan 株式会社 CHRO AnyMind Group 株式会社 Managing Director 株式会社揚羽社外取締役
常 勤 監 査 役	富 田 直 樹	株式会社 GRANDIR 代表取締役 株式会社ラフルル監査役 株式会社グッド・アイズ建築検査機構監査 役
監 査 役	田 中 貴 一	弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー 地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会 社 社外取締役
監 査 役	伊 東 亜 矢 子	三宅坂法律事務所パートナー

- (注) 1.取締役上村紀夫氏、水谷健彦氏は、社外取締役であります。
2.監査役富田直樹氏、田中貴一氏、伊東亜矢子氏は、社外監査役であります。
3.監査役富田直樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4.監査役田中貴一氏、伊東亜矢子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5.取締役上村紀夫氏、水谷健彦氏、監査役田中貴一氏及び伊東亜矢子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、各社外取締役及び各監査役との間において、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024 年 8 月 28 日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、任意の諮問機関である指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬の総額が株主総会の定める報酬の上限額を下回っており、また、社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が取締役会より諮問を受け、その内容について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等)に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- b. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

- c. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

- d. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等及び非金銭報酬等が存在しないため、報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとする。

- e. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

上記 a～c に記載のとおり。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議する。

ロ. 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬等は経営に対する独立性、客観性を確保する見地から固定報酬のみで構成されており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し、監査役の協議にて決定しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- a. 委任を受けた者の氏名並びに内容を決定した日における会社での地位及び担当

代表取締役社長 信田人及び代表取締役会長 柳径太

- b. 委任された権限の内容

各取締役の具体的な報酬等（業績連動報酬等及び非金銭報酬等以外）の決定

- c. 権限を委任した理由

会社経営の最高責任者である代表取締役社長信田人氏及び代表取締役会長柳径太氏が当社の事情に最も精通していることから、取締役の公正な評価と報酬等の配分を実現し、取締役のモチベーションアップに資するためであります。

- d. 委任された権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合はその内容

社外取締役及び社外監査役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会が、取締役会の諮問に基づき答申された内容を基に、代表取締役社長信田人氏及び代表取締役会長柳径太氏が報酬額を決定いたしました。

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	46,866 (6,250)	46,866 (6,250)	- (-)	- (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,950 (12,950)	12,950 (12,950)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	59,816 (19,200)	59,816 (19,200)	- (-)	- (-)	8 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、2020年6月1日開催の臨時株主総会で決議された報酬限度額年額 500,000 千円の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
3. 監査役の報酬等の額は、2022年3月28日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額年額 15,000 千円の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

5. 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役上村紀夫氏は、株式会社エリクシアの代表取締役であります。当社は、兼職先より嘱託産業医サービスを受けております。
- ・社外取締役水谷健彦氏は、株式会社 JAM 代表取締役、株式会社 PKSHA Technology 社外取締役、AnyMind Japan 株式会社 CHRO、AnyMind Group 株式会社 Managing Director 及び株式会社揚羽社外取締役であります。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役富田直樹氏は、株式会社 GRANDIR の代表取締役、株式会社ラフルの監査役及び株式会社グッド・アイズ建築検査機構の監査役であります。各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役田中貴一氏は、片岡総合法律事務所のパートナー及び地主フィナンシャルアドバイザーズ株式会社の社外取締役であります。各兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

- ・社外監査役伊東亜矢子氏は、三宅坂法律事務所のパートナーであります。兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 上村 紀夫	当事業年度開催の取締役会 16 回すべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、意思決定に関し客観的・専門的視点から助言・提言等を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、当事業年度に開催された 1 回の指名報酬委員会では、委員長として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
取締役 水谷 健彦	当事業年度開催の取締役会 16 回中 15 回に出席いたしました。 出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該視点から業務執行の妥当性・適正性を確保するための役割を期待していたところ、意思決定に関し客観的・専門的視点から助言・提言等を行うなど、当該役割を適切に果たしております。また、当事業年度に開催された 1 回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
監査役 富田 直樹	当事業年度開催の取締役会 16 回、監査役会 12 回すべてに出席いたしました。 公認会計士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された 1 回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
監査役 田中 貴一	当事業年度開催の取締役会 16 回、監査役会 12 回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された 1 回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役 伊東亜矢子	当事業年度開催の取締役会 16 回、監査役会 12 回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。また、当事業年度に開催された 1 回の指名報酬委員会では、委員として役員の人事・報酬の審議に携わり、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5 人	19,200 千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,100 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	27,100 千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、各種規程を制定したうえ、2020年1月22日付取締役会決議によって内部統制に関する基本方針を策定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

(a) 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築しております。
- ii. 当社は、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。
- iii. 当社は、コーポレート本部をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図ります。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適宜適切に対応いたします。
- iv. 当社は、コーポレート本部を統括部署として、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたします。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施いたします。
- v. 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「個人情報保護規程」、「内部情報管理規程」等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理しております。

(c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

(d) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることが確保するための体制

- i. 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- ii. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

(e) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

- i. 当社は、親会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備しております。
- ii. 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定めております。
- iii. 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行います。
- iv. 当社と親会社グループとの取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行うため、事前に取引内容等の条件概要を取締役会で承認したうえで、規定された手続きに則り行っております。また、親会社グループとの間で行われた全ての取引を取締役会へ報告しております。
- v. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要事項を適宜報告させております。
- vi. 当社のコーポレート本部は「内部監査規程」に基づき、当社グループ会社の内部統制について監査を行うものとしております。また、親会社の内部統制監査に積

極的に協力し、当企業集団の業務の適正を確保することに努めるものとしております。

- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- i. 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保いたします。
 - ii. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものいたします。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものいたします。
- (g) 監査役への報告に関する体制、並びに報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i. 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
 - ii. 監査役への報告・情報提供は以下のとおりいたします。
 - ・重要な機関決定事項
 - ・経営状況のうち重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
 - ・その他、重要事項監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものいたします。
- (h) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求した時は、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理いたします。
- (i) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力いたします。
 - ii. 当社は、監査役が、取締役会をはじめ、重要な会議に出席することを妨げません。
 - iii. 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるものいたします。

(j) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとしています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (a) 主な会議開催状況として、取締役会は 16 回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を 12 回開催いたしました。
- (b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

8 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025 年 12 月 31 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,778,866	流 動 負 債	517,964
現 金 及 び 預 金	1,178,849	買 掛 金	202,735
受取手形、売掛金及び契約資産	482,381	未 払 費 用	111,455
仕 掛 品	1,412	1 年内返済予定の長期借入金	55,752
そ の 他	116,224	未 払 法 人 税 等	22,785
固 定 資 産	551,292	そ の 他	125,236
有 形 固 定 資 産	2,522	固 定 負 債	202,478
建 物	3	長 期 借 入 金	202,478
工具、器具及び備品	2,519	負 債 合 計	720,442
無 形 固 定 資 産	525,518	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	512,125	株 主 資 本	1,610,497
そ の 他	13,393	資 本 金	436,525
投資その他の資産	23,250	資 本 剰 余 金	433,525
繰 延 税 金 資 産	3,826	利 益 剰 余 金	841,890
そ の 他	19,423	自 己 株 式	△101,444
資 産 合 計	2,330,159	その他の包括利益累計額	△2,057
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,057
		新 株 予 約 権	1,276
		純 資 産 合 計	1,609,716
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,330,159

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,458,053
売上原価		3,567,834
売上総利益		890,219
販売費及び一般管理費		789,849
営業利益		100,369
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,650	
業務受託料	2,400	
共済解約手当金	4,760	
雑収入	526	9,336
営業外費用		
支払利息	3,210	
支払手数料	9,699	
為替差損	2,090	
雑損失	1,594	16,594
経常利益		93,112
特別損失		
支払和解金	4,636	4,636
税金等調整前当期純利益		88,475
法人税、住民税及び事業税		62,184
法人税等調整額		2,319
当期純利益		23,971
親会社株主に帰属する当期純利益		23,971

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025 年 12 月 31 日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	1,659,110	流動負債	497,213
現金及び預金	1,065,748	買掛金	205,393
売掛金	462,074	未払金	31,230
契約資産	11,688	未払費用	102,991
仕掛品	1,412	未払法人税等	16,607
前渡金	2,429	契約負債	41,038
関係会社短期貸付金	8,500	1 年内返済予定の長期借入金	55,752
その他	107,257	その他	44,200
固定資産	632,261	固定負債	202,478
有形固定資産	2,635	長期借入金	202,478
建物	3	負債合計	699,691
工具、器具及び備品	2,631	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	379,926	株主資本	1,590,404
のれん	378,261	資本金	436,525
その他	1,664	資本剰余金	433,525
投資その他の資産	249,700	資本準備金	433,525
関係会社株式	101,787	利益剰余金	821,797
関係会社長期貸付金	235,500	その他利益剰余金	821,797
繰延税金資産	3,826	繰越利益剰余金	821,797
その他	18,603	自己株式	△101,444
貸倒引当金	△110,017	新株予約権	1,276
		純資産合計	1,591,680
資 産 合 計	2,291,371	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,291,371

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,418,251
売上原価		3,573,147
売上総利益		845,103
販売費及び一般管理費		740,146
営業利益		104,957
営業外収益		
受取利息	4,313	
業務受託料	3,840	
その他	33	8,186
営業外費用		
支払利息	3,210	
支払手数料	9,266	
その他	1,937	14,414
経常利益		98,729
特別損失		
貸倒引当金繰入額	26,631	
支払和解金	4,636	31,267
税引前当期純利益		67,461
法人税、住民税及び事業税		57,471
法人税等調整額		2,319
当期純利益		7,669

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026 年 2 月 25 日

株式会社 Sharing Innovations

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八 幡 正 博

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社 Sharing Innovations の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Sharing Innovations 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026 年 2 月 25 日

株式会社 Sharing Innovations

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野原 徳郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 八 幡 正 博

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社 Sharing Innovations の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 18 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026 年 2 月 25 日

株式会社 Sharing Innovations 監査役会

常 勤 監 査 役 富 田 直 樹 ⑩
(社外監査役)

監 査 役 田 中 貴 一 ⑩
(社外監査役)

監 査 役 伊 東 亜 矢 子 ⑩
(社外監査役)

連結株主資本等変動計算書

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	436,525	433,525	817,919	△101,444	1,586,526
当連結会計年度変動額					
親会社株主に 帰属する当期純利益			23,971		23,971
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	－	23,971	－	23,971
当連結会計年度末残高	436,525	433,525	841,890	△101,444	1,610,497

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△2,098	△2,098	1,276	1,585,704
当連結会計年度変動額				
親会社株主に 帰属する当期純利益				23,971
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	40	40		40
当連結会計年度変動額合計	40	40	－	24,012
当連結会計年度末残高	△2,057	△2,057	1,276	1,609,716

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4 社

主要な連結子会社の名称

SHARING INNOVATIONS VIETNAM CO.,LTD.、株式会社インタームーブ、
Coznet 合同会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度より、Coznet 合同会社を持分取得に伴い連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社インタームーブの決算日は6月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～10年
工具、器具及び備品	3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループでは、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供し、主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（10年）で均等償却することとしております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（のれんの評価）

- 1.当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 512,125 千円

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

なお、当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,378 千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	3,793,300	－	－	3,793,300

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 324,920 株

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一次的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できないリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

為替や金利等の変動リスクについて、市況の変動状況を継続的にモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金(*)	258,230	253,027	△5,202
負債計	258,230	253,027	△5,202

(*) 1 年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	55,752	55,752	55,752	55,752	35,222	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	253,027	—	253,027

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	デジタルトランスフォーメーション事業	プラットフォーム事業	計		
売上高					
クラウドインテグレーション	655,291	—	655,291	—	655,291
システムソリューション	3,189,074	—	3,189,074	—	3,189,074
その他	217,254	396,432	613,687	—	613,687
顧客との契約から生じる収益	4,061,621	396,432	4,458,053	—	4,458,053
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,061,621	396,432	4,458,053	—	4,458,053

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するため情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	612,908	470,693
契約資産	2,588	11,688
契約負債	39,206	42,002

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する場合に進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	429 円 65 銭
1 株当たり当期純利益	6 円 40 銭

株主資本等変動計算書

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰 余 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	436,525	433,525	433,525	814,127	814,127
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				7,669	7,669
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	7,669	7,669
当 期 末 残 高	436,525	433,525	433,525	821,797	821,797

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△101,444	1,582,734	1,276	1,584,010
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		7,669		7,669
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 （ 純 額 ）				
当 期 変 動 額 合 計	—	7,669	—	7,669
当 期 末 残 高	△101,444	1,590,404	1,276	1,591,680

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～10年

工具、器具及び備品 3～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供し、主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）を当事業年度の期首から適用しています。これによる計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

（のれんの評価）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん 378,261 千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しております。

(子会社株式及び関係会社貸付金の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	101,787 千円
関係会社短期貸付金	8,500 千円
関係会社長期貸付金	235,500 千円
貸倒引当金繰入額	26,631 千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した子会社株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

子会社株式の実質価額が取得価額に比べて 50% 程度以上低下した場合には、回復可能性等を考慮したうえで、評価損を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合、関係会社貸付金は個別に回収可能性を評価し、債務超過額を基礎として回収不能見積額に対して引当処理を行っております。

子会社株式は超過収益力や経営権等を反映し実質価額を評価しており、子会社株式の簿価に取得時の超過収益力が含まれている場合には、取得時の将来計画と当事業年度を含む過年度の実績値を比較すること等により、超過収益力が減少していないかどうかを判断しております。

子会社株式の評価については、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	22,694 千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	13,411 千円
② 長期金銭債権	235,500 千円
③ 短期金銭債務	19,929 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	38,813 千円
売上原価	169,777 千円
販売費及び一般管理費	59,460 千円
営業取引以外の取引高	6,599 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1.当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 3,793,300 株
- 2.当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式 49,700 株

税効果会計に関する注記

- 1.繰延税金資産の発生 の主な原因

繰延税金資産の発生 の主な原因は、未払事業税、未払事業所税等であります。

- 2.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「防衛特別法人創設法」(2025 年法律第 12 号) 及び「防衛特別法人税付加措置法」(2025 年法律第 13 号) が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立し、2026 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税額に対して 4 % の付加税が課されることとなりました。これに伴い、当社が将来の繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に使用する法定実効税率は、現行の 30.6 % から変更される見込みですが、その影響額は軽微であると判断しております。

関連当事者との取引に関する注記

1.親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社 Orchestra Holdings	（被所有）直接 71.5%	役務の提供	業務の受託	2,400	未収入金	220

(注)業務受託料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2.子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 インタームーブ	100%	資金の貸付 役員の兼任 経営指導	資金の貸付	-	関係会社 長期貸付金	220,000
				利息の受取	2,639	未収利息	224
				業務の受託	1,440	未収入金	132

- (注) 1. 資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 子会社への貸倒懸念債権に対し、110,017 千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において 26,631 千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	424 円	83 銭
1 株当たり当期純利益	2 円	5 銭

【株式交換完全子会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 本株式交換契約の締結

Sharing Innovations は、2026 年 8 月 25 日開催の取締役会において、Orchestra Holdings との間で、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社、Sharing Innovations を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙 1 に記載のとおりです。

2. 自己株式の消却

Sharing Innovations は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

【株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容】

1. 本株式交換契約の締結

Orchestra Holdings は、2026 年 8 月 25 日付の取締役会において、Sharing Innovations との間で、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社、Sharing Innovations を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙 1 に記載のとおりです。

2. 株式会社 SALTO の株式取得（連結子会社化）の実施

Orchestra Holdings は、2026 年 5 月 27 日開催の取締役会において、株式会社 SALTO の株式を取得し子会社化することを決議いたしました。

3. 自己株式の取得

Orchestra Holdings は、2026 年 2 月 13 日開催の取締役会において決議した、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

取得対象株式の種類：普通株式

取得した株式の総数：56,900 株

株式の取得価額の総額：59,406,100 円

取得期間：2026 年 3 月 1 日～2026 年 4 月 24 日(約定日ベース)

4. 期末配当の実施

Orchestra Holdings は、2026 年 3 月 26 日開催の定時株主総会において、第 17 期（2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日）の期末配当を行う旨を決議し、2026 年 3 月 27 日を効力発生日として、Orchestra Holdings 株式 1 株につき 12.00 円、配当総額 113 百万円の期末配当を行いました。

5. 剰余金の配当及び株主優待制度の新設

Orchestra Holdings は、2027 年 3 月開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件に、Orchestra Holdings 株式 1 株につき 30 円（普通配当 25 円、記念配当 5 円）の剰余金の配当を行う予定です。

また、毎年 12 月末日を基準日とし、Orchestra Holdings の株主名簿に記載された 200 株以上保有の株主様のうち、1 年以上継続保有する株主様を対象とした株主優待制度を新設いたします。

保有株式数	保有期間	株主優待の内容
200 株以上	1 年以上継続保有（注 1）	年 1 回デジタルギフト® 15,000 円分（注 2）

（注 1）「1 年以上継続保有」とは、毎年 12 月末日を株主優待制度の基準日とし、6 月末日及び 12 月末日の株主名簿に 3 回以上連続して、200 株以上の保有が同一株主番号にて記載または記録される状態を指します。

（注 2）株式会社デジタルプラスが提供するデジタルギフト®を指します。株主様は交換品の中から好きな優待品目をお選びいただけます。交換品については、2025 年 11 月 14 日「株主優待制度の新設に関するお知らせ」をご参照ください。